

論点の整理

- 地域社会との調和を図るための施策等については積極的にアピールし、地域コミュニティからの理解・協力を確保していくことが必要不可欠である。
- 一方、昨今の国際安全保障情勢を踏まえ、本事業によって補助される施設の範囲の中に、住民の避難施設として活用できる施設が含まれているか確認する必要がある。
- 更に、上記の施策等を確実にかつ迅速に実施する必要があることから、効率的な予算要求及び予算執行が行われているか確認する必要がある。

論点

- ①事業効果の周知方法の改善について
- ②現下の安全保障情勢を踏まえた補助施設の在り方について
- ③効率的な予算要求及び予算執行について

1. エンブレムの掲示

- 事業効果の周知方法は、地方公共団体及び各地方防衛局が発行する広報誌又はホームページによる周知や事業完了後に施設の利用者等に対しアンケートを実施するほか、地域住民等に対して補助金等が防衛施設の安定的な運用に寄与することを目的としていることへの理解を更に促すため、令和3年7月に「防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム」を選定、同年11月にその運用通達を制定し、補助事業者に補助事業で整備した施設等へエンブレムの掲示を依頼するなどの取り組みを推進している。
- このエンブレムについては、これまで補助事業で整備した公園や体育館など10施設（令和3年度末時点）に掲示している。引き続き、地方公共団体の協力を得ながら、補助事業で整備した施設等へのエンブレムの掲示など、周知に係る取組を推進していきたい。

【防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム】



（エンブレムのコンセプト）

背景に握手のデザイン、前面に人と人が手を取り合うデザイン、そして、緑色の色調により、防衛省が国民の理解と協力のもと施策に全力で取り組んでいく意思を表現。

【エンブレム掲示事例】



体育館（群馬県高崎市）

②現下の安全保障情勢を踏まえた補助施設の在り方について

1. 施設の現況・補助施設の範囲

- 民生安定助成事業で補助している公園、体育館、コミュニティ供用施設等は、住民のレクリエーション、健康増進、教養向上等に活用される施設として整備している。
- これらの施設は、航空機事故等が発生した場合における住民の避難又は消防活動の円滑化を図る必要がある場合に助成しているものであるが、地方公共団体が作成する災害避難計画において指定され、災害時の避難施設としても利用されている。
- 補助施設の範囲は防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（環境整備法）施行令第12条において規定しており、情勢等の変化により、同令同条第16項に基づき、防衛大臣が補助施設を必要に応じて追加して指定してきたところ。
- 補助施設の範囲については、今後も引き続き、地元要望等を踏まえて検討してまいりたい。

項	環境整備法施行令(補助に係る施設)	告示(その他防衛大臣が指定する施設)
一	有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務を行うための施設	① 子育て支援の総合的な推進を図るために必要な施設
二	道路	一 市町村の主たる事務所
三	児童養護施設	二 市町村の消防の用に供する庁舎
四	看護師養成所又は准看護師養成所	三 除雪機械その他除雪の用に供する施設
五	無線設備及びこれを設置するために必要な施設	一 防災知識の普及を促進するための催しその他防災に関する活動の用に供する施設
六	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	二 自衛隊と地域住民との交流を促進するための催しの用に供する施設
七	消防施設	三 国際文化交流を促進するための体育施設又は教養文化施設
八	公園、緑地その他の公共空地	四 総合的な保健医療及び福祉に関する施設
九	水道	④ 航空に関する資料及び防衛施設周辺的生活環境の備等に関する法律に基づく施策に関する資料の展示の用に供する施設と集会、展示会その他催しの用に供する広場とが一体的に設置される施設
十	削除	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第五条第二項の規定により国が買入れた土地又は当該土地及びこれに隣接する土地に設置する次に掲げる施設
十一	し尿処理施設又はごみ処理施設	⑤ 一 スポーツ又はレクリエーションの用に供する広場とスポーツに関する資料の展示及び講習会その他の催しの用に供する施設とが一体的に設置される施設
十二	老人福祉センター	二 地域特産物の展示及び販売の用に供する施設と集会、展示会その他の催しの用に供する広場とが一体的に設置される施設
一三	一般住民の学習、保育、休養又は集会用の施設	⑥ 一 ヘリポート（航空法第七十九条ただし書の許可に係るものをいい、被災者の救難又は救助を目的として設置するものに限る。）及びこれと一体として設置することが必要な施設
一四	港湾施設用地	
一五	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	
一六	その他防衛大臣が指定する施設	

③効率的な予算要求及び予算執行について

1. 予算要求及び予算執行

- 予算額は350億円前後で推移。
- 繰越額は令和元年度以降70億円強で推移し、翌年度にほぼ全額を執行。
(繰越事由：入札不調、低入札調査、災害対応、用地買収に係る調整の難航等によるやむを得ないもの)

(単位：億円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算 の 状 況	当初予算額	348	363	343	355
	補正予算額	—	—	▲0.1	—
	前年度からの 繰越額	53	59	78	78
	翌年度への 繰越額	▲59	▲78	▲78	▲78
	計	342	345	343	356
執行額		333	331	337	337
執行率		98%	96%	98%	95%